

令和8年度 国立市立国立第二中学校 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針の意義

いじめの問題は、児童・生徒が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。生徒の尊厳を守るために、保護者や地域の皆様と連携して、いじめの問題に真剣に取り組んでいきます。基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法及び国立市いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めます。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの理解と防止

いじめは、どの学校でも、起こり得るものである。いじめの問題は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することに加えて、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の立場になることもある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。このため、いじめの防止にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが必要である。日常生活の中にある軽微ないじめに対して早期解決を図り、社会通念上のいじめに繋がらないよう全教職員で組織的に対応していく。

いじめ問題への取組の基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取り組みを講じることが必要である。また、生徒一人一人が自分に関わることで主体的に考え行動することが重要であり、学校は環境を整えていく。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた主体的な行動を促す。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組み、早期発見に努める。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

学校のいじめ防止等の具体的な取組

	未然防止	早期発見・早期対応	重大事態への対応
いじめを生まない・許さない学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる新入生全員に対する面談の実施（1学期、4月） ・年3回（6・11・2月）のふれあいアンケートの実施 ・全校朝礼にて年4回のいじめ予防の講話 ・年3回以上の学年集会におけるいじめ予防の講話 ・修学旅行、校外学習、職場体験における体験活動 ・人権感覚の育成 ・SOSの出し方の授業の実施 ・多様な性の平等に関する理解の授業の実施 ・クロムブックやインターネット、SNSの正しい活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝各昇降口にて行う登校指導 ・各教室、廊下、階段、トイレで行う毎休み時間の教員巡回 ・スクールカウンセラーや養護教諭による相談体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任、学年、管理職等による被害生徒および保護者への事実の確認と心のケア ・学校いじめ対策委員会を中心とした事実把握に向けて、全教職員体制での聞き取りと心に寄り添う指導 ・被害生徒の生命と心のケアを最優先にし、保護者の思いを踏まえた連携のとれた指導計画の作成
生徒のいじめ解決に向けた主体的な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回のあいさつ運動等、生徒会活動や委員会活動の活性化 ・学校・学年行事における実行委員会形式による生徒主体の活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年でのいじめ防止スポット講演の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいアンケートによる正確な情報収集 ・カウンセリング等、被害生徒への心のケアを実施できる体制作り（スクールカウンセラー等の活用）
教員の指導力の向上と組織的対応	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解のための校内研修会の実施 ・校内研修会によるカリキュラムマネジメントを取り入れた指導の工夫 ・多様性を理解するための人権研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝の主幹会議、毎週の運営委員会、教育支援委員会による組織的対応 ・学校いじめ対策委員会の定例実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員間の迅速な報告・連絡・相談体制の形成 ・学校いじめ対策委員会による対応策の検討と進行管理
保護者・地域・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の保護者・地域への周知と教員の理解向上 ・二中サポートチームとの連携 ・学校運営協議会との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センター、立川児童相談所、立川警察署等外部機関との相談体制の完備 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長が重大事態であると判断した場合の立川警察署との連携した対応 ・市教委および市長部局が実施する調査への協力

学校でのいじめ防止等のための組織

生徒会、スクール・バディ

- スクール・バディ・サポート活動
- いじめ防止スポット講演
- 生徒同士による相談活動
- いじめ防止のための主体的な取組
- 朝礼を利用した啓発
- 実行委員会形式による行事の運営

支援

国立第二中学校いじめ対策委員会

校内推進組織

- 校内におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織
- 学校いじめ対策委員会（運営委員会、SC）
 - 教育支援委員会（管理職、養護教諭、特別支援教育コーディネータ、生活指導主任、特別支援学級・教室教員、SC、SS、SSW）
 - 生活指導部会
 - 学年会
 - SC・SSW

◎重大事態発生時の対応

保護者・地域との連携組織

- 保護者・地域関係者と連携したいじめ問題解決に向けての取組組織
- いじめ防止対策委員会（学校、PTA、民生児童委員、各自治会・立川警察署から成る地域健全育成連絡会（二中サポートチーム））
 - 子ども家庭支援センター
 - 立川児童相談所
 - 学校運営協議会

連携